

公的年金等控除等の見直しに伴う現役並み所得者の増加

○現役並み所得者の増加(粗い試算)

	現 行	→	見直し後
現役並み所得者	約120万人		約200万人
70歳以上の医療保険 加入者に占める割合	約6%		約11%

○新たに現役並み所得者となる者の患者負担の変化(激変緩和措置をとらなかった場合)

所得区分	一般		(平成18年8月～) 現役並み		(平成18年10月～) 現役並み	
定率負担	1割	→	2割	→	3割	
自己負担限度額	(世帯)	40,200円	→	(世帯)	72,300円+1%	→ 80,100円+2%
	(外来)	12,000円	→	(外来)	40,200円	→ 66,600円

国民健康保険(市町村)・政府管掌健康保険・組保管掌健康保険の比較

	市町村国保	政管健保	組管健保
保険者数(16年3月末)	3144保険者 〔市町村が運営〕	1保険者 〔社会保険庁が運営〕	1622保険者
加入者数(16年3月末)	4,720万人	3,552万人 本人1,882万人 家族1,671万人	3,013万人 本人1,465万人 家族1,548万人
加入者数平均年齢(14年度) ※1	52.8歳 (43.6歳)	37.1歳 (34.6歳)	34.0歳 (32.8歳)
老人加入割合(16年3月末) ※2	25.3%	5.0%	2.3%
平均標準報酬月額	—————	28.7万円	37.0万円
1世帯当たり保険料 調定額(14年度)※3	15.5万円	15.7万円 (31.6万円)	16.4万円 (37.0万円)
国庫負担(医療分)	給付費等の45%	給付費の13.0% (老健拠出金は16.4%)	定額 (予算補助)
平成17年度予算	3兆 960億円	7,967億円	85億円
1人当たり診療費(14年度) ※4	15.9万円	11.7万円	10.2万円

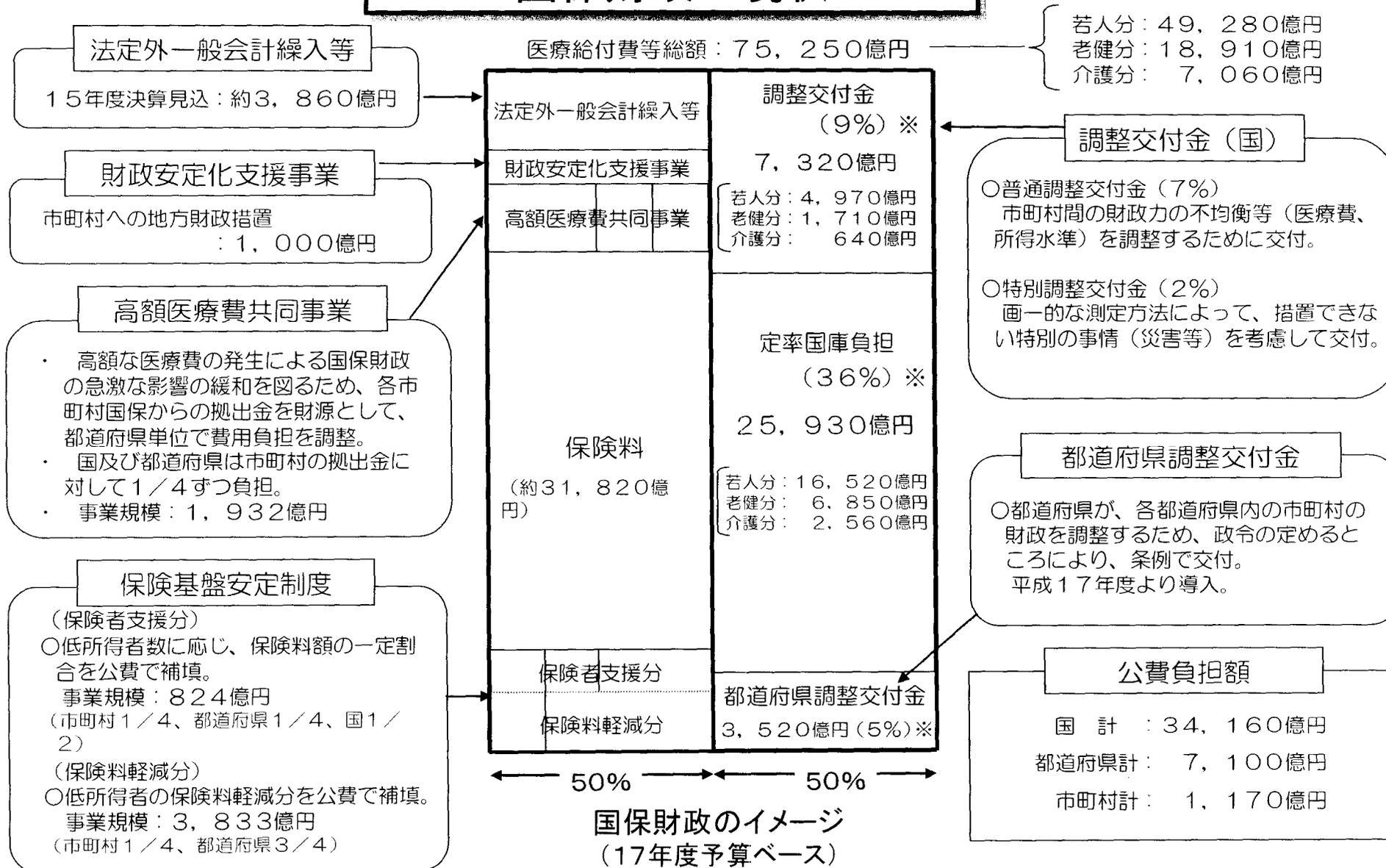
※1 ()内は70歳以上の者を除いた場合。

※2 65歳以上の寝たきり老人を含む。

※3 政管健保、組管健保は一被保険者当たり。()内は事業主負担分を含む。

※4 老人保健対象者を(国保は退職被保険者等も)除いた数値である。

国保財政の現状



※1 それぞれ給付費等の9%、36%、5%の割合を基本とするが、地方単独措置に係る波及増分のカットや、保険基盤安定制度繰入金の一部に相当する額を調整交付金としていること等から、実際の割合はこれと異なる。

※2 この割合は、平成17年度における経過措置であり、平成18年度以降の割合は、9%、34%、7%である。

市町村国保の広域化

市町村合併の進展により、平成17年度末には市町村国保の保険者数は1800余りとなる見込みである。全体として合併が進展したが、その進展状況は地域によって格差がある。

<市町村合併の進展状況>

	平成11年度末	平成16年度末	平成17年度末		平成11年度末	平成16年度末	平成17年度末
北海道	212 (107)	208 (99)	180 (74)	滋賀県	50 (19)	33 (7)	26 (5)
青森県	67 (21)	48 (9)	40 (6)	京都府	44 (15)	39 (11)	28 (4)
岩手県	59 (16)	58 (14)	35 (3)	大阪府	44 (2)	43 (2)	43 (2)
宮城県	71 (13)	69 (12)	36 (2)	兵庫県	91 (27)	77 (19)	41 (0)
秋田県	69 (30)	42 (14)	25 (6)	奈良県	47 (20)	46 (19)	39 (13)
山形県	44 (10)	44 (9)	35 (5)	和歌山県	50 (16)	49 (15)	30 (6)
福島県	90 (39)	85 (31)	61 (18)	鳥取県	39 (26)	20 (4)	19 (4)
茨城県	85 (6)	62 (0)	44 (0)	島根県	59 (43)	29 (16)	21 (6)
栃木県	49 (4)	44 (4)	33 (1)	岡山県	78 (47)	34 (8)	29 (5)
群馬県	70 (16)	58 (13)	39 (6)	広島県	86 (49)	29 (1)	23 (0)
埼玉県	92 (12)	89 (9)	71 (1)	山口県	56 (26)	33 (10)	22 (5)
千葉県	80 (7)	77 (6)	56 (2)	徳島県	50 (32)	38 (18)	24 (4)
東京都	40 (8)	39 (8)	39 (8)	香川県	43 (13)	35 (10)	18 (1)
神奈川県	37 (1)	37 (1)	35 (1)	愛媛県	70 (33)	27 (5)	20 (1)
新潟県	112 (50)	65 (20)	35 (6)	高知県	53 (34)	48 (27)	35 (13)
富山県	35 (12)	27 (6)	15 (1)	福岡県	97 (18)	85 (15)	69 (9)
石川県	41 (15)	22 (1)	19 (1)	佐賀県	49 (15)	35 (8)	23 (2)
福井県	35 (17)	28 (8)	17 (1)	長崎県	79 (31)	51 (14)	23 (3)
山梨県	64 (34)	38 (15)	29 (8)	熊本県	94 (42)	68 (21)	48 (11)
長野県	120 (69)	111 (58)	81 (35)	大分県	58 (30)	28 (6)	18 (1)
岐阜県	99 (52)	47 (8)	42 (5)	宮崎県	44 (15)	44 (15)	31 (8)
静岡県	74 (8)	68 (6)	42 (1)	鹿児島県	96 (34)	78 (17)	49 (4)
愛知県	88 (15)	87 (15)	64 (6)	沖縄県	53 (18)	52 (17)	41 (14)
三重県	69 (24)	47 (8)	29 (2)	計	3,232 (1119)	2,521 (659)	1,822 (320)

(注)申請済みベースでの合併状況(出典:平成17年4月14日付け総務省報道資料「合併特例法(旧法)による合併の状況」)

括弧内は、被保険者数3千人未満の保険者数。(平成16年度末及び平成17年度末の数値は、平成15年度末の確定値を基に推計)

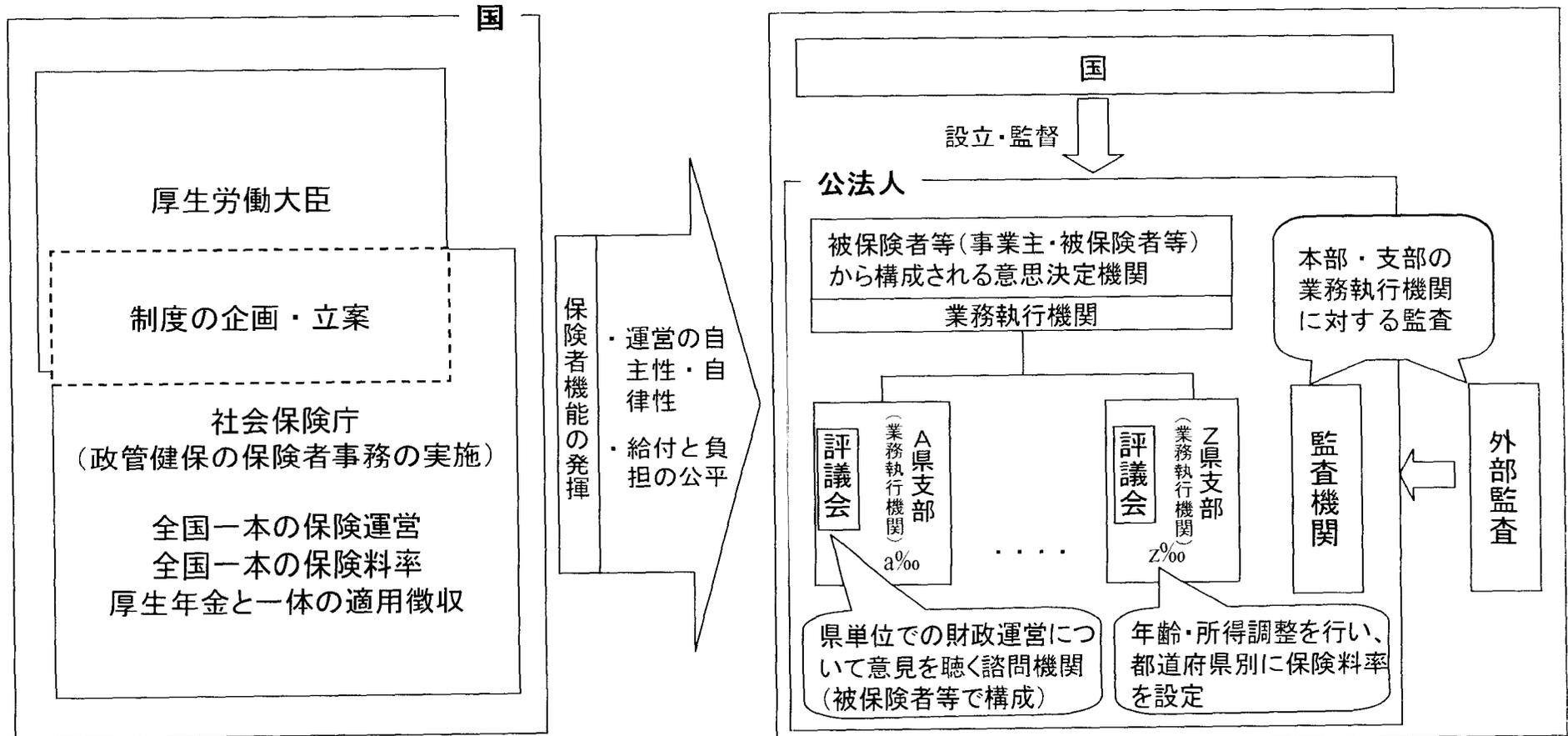
政府管掌健康保険の改革

(現状)

- 全国一律の運営で受益に応じた負担になっていない。また、被保険者等の意見を十分に反映できていない。
- 制度設計主体である国が保険者でもあるため、保険料率の変更に際し、保険者として柔軟な対応が困難。

(改革の方向－保険者機能の発揮)

- 国とは切り離れた公法人を保険者として設立し、被保険者等の意見を反映した自主性・自律性のある運営を行う。
- 給付と負担の公平の観点から、地域の医療費に着目し、都道府県別に保険料率を設定。



政管健保の平成13年度医療給付費等実績 に基づく都道府県別保険料率の機械的試算

- ・ 70歳未満の者に係る都道府県毎の医療費を基に保険料率を算出した上で、都道府県毎の年齢構成や所得の違いを調整。
- ・ これに、老人保健拠出金等に要する保険料率(37%程度)を全国一律に加えたもの。

(単位: ‰)

	若人医療給付費 分の保険料率(調 整前) (a)		調整の影響			保険料率 (老健拠出金等の所要料 率を加えたもの※) (a+b+c)			若人医療給付費 分の保険料率(調 整前) (a)		調整の影響			保険料率 (老健拠出金等の所要料 率を加えたもの※) (a+b+c)	
	順位		年齢 調整	所得 調整	計 (b)	順位			順位		年齢 調整	所得 調整	計 (b)	順位	
全国計	43	-	-	-	-	80	-	24 三重	42	34	▲0	1	0	79	34
1 北海道	56	1	▲2	▲4	▲6	87	1	25 滋賀	41	37	0	0	1	79	37
2 青森	53	7	1	▲3	▲5	82	14	26 京都	42	32	▲0	1	1	80	25
3 岩手	52	9	▲0	▲	▲5	81	17	27 大阪	42	31	▲0	2	2	81	18
4 宮城	46	23	1	▲4	▲4	79	30	28 兵庫	43	29	▲0	0	▲0	80	26
5 秋田	53	4	▲	▲	▲6	82	9	29 奈良	45	24	▲	▲2	▲3	80	28
6 山形	44	26	1	▲	▲	78	39	30 和歌山	48	16	1	▲4	▲3	82	15
7 福島	47	20	1	▲	▲4	80	29	31 鳥取	47	18	1	▲4	▲4	81	23
8 茨城	39	39	1	0	1	78	41	32 島根	47	17	▲0	▲3	▲4	81	22
9 栃木	40	38	1	1	1	79	36	33 岡山	46	22	▲0	▲2	▲2	81	19
10 群馬	41	36	▲0	0	▲0	78	42	34 広島	45	25	0	▲	▲0	82	11
11 埼玉	37	44	▲	3	2	77	46	35 山口	47	21	▲	▲2	▲3	81	20
12 千葉	38	42	▲	3	2	77	44	36 徳島	53	6	0	▲4	▲3	86	2
13 東京	33	47	▲	8	8	78	38	37 香川	48	14	▲0	▲2	▲2	83	5
14 神奈川	37	46	▲	6	5	79	35	38 愛媛	48	15	1	▲5	▲4	81	21
15 新潟	44	27	0	▲4	▲4	78	43	39 高知	47	19	1	▲2	▲1	83	8
16 富山	43	30	▲	2	1	82	16	40 福岡	50	13	1	▲4	▲3	84	4
17 石川	44	28	▲0	1	1	82	12	41 佐賀	53	3	1	▲8	▲6	84	3
18 福井	41	35	0	2	2	80	27	42 長崎	52	8	2	▲8	▲6	83	6
19 山梨	39	40	0	1	1	77	45	43 熊本	51	11	2	▲7	▲5	82	10
20 長野	38	43	▲	1	0	75	47	44 大分	53	5	0	▲7	▲7	83	7
21 岐阜	42	33	▲0	0	0	79	31	45 宮崎	50	12	2	▲9	▲7	81	24
22 静岡	37	45	0	3	3	78	40	46 鹿児島	51	10	2	▲9	▲7	82	13
23 愛知	38	41	0	3	4	79	33	47 沖縄	54	2	7	▲19	▲12	79	32

※ 老健拠出金分約23%、退職拠出金分約7%、傷病手当金等現金給付分約4%、保健事業に係る費用等分約2%、合計約37%。(c)

注1. 事業所所在地に着目して都道府県を区分している。

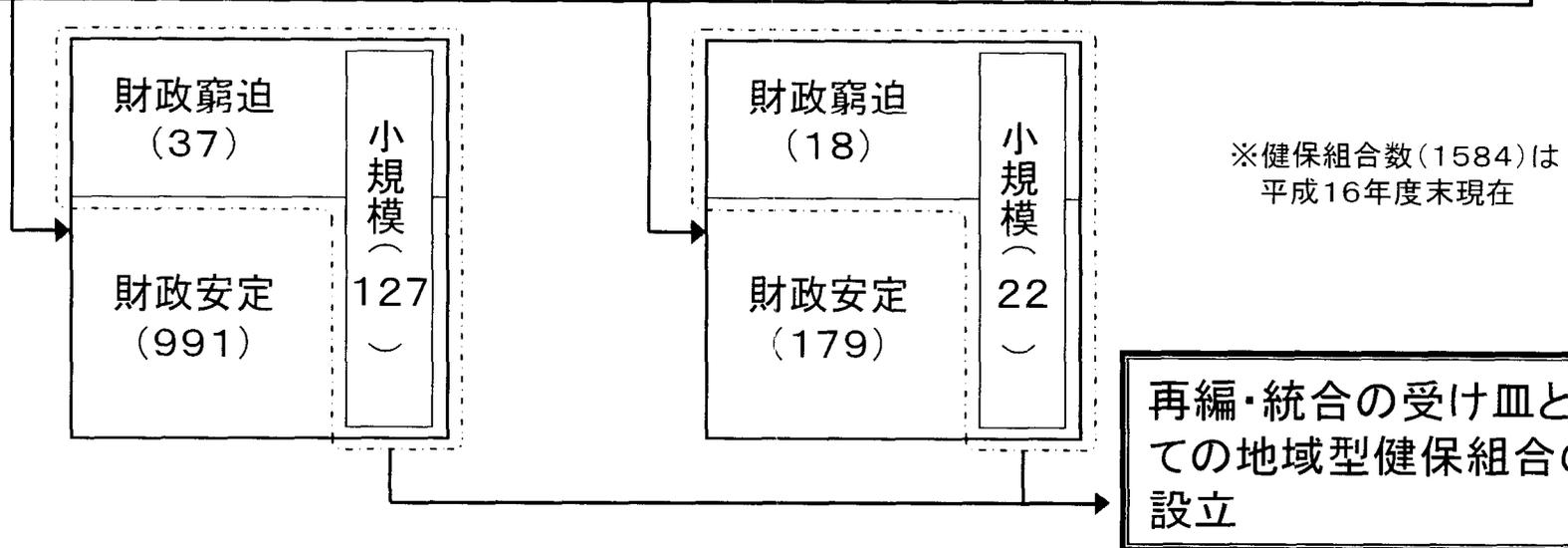
注2. 保険料率は総報酬ベースである。

注3. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

健保組合の現状と方向性

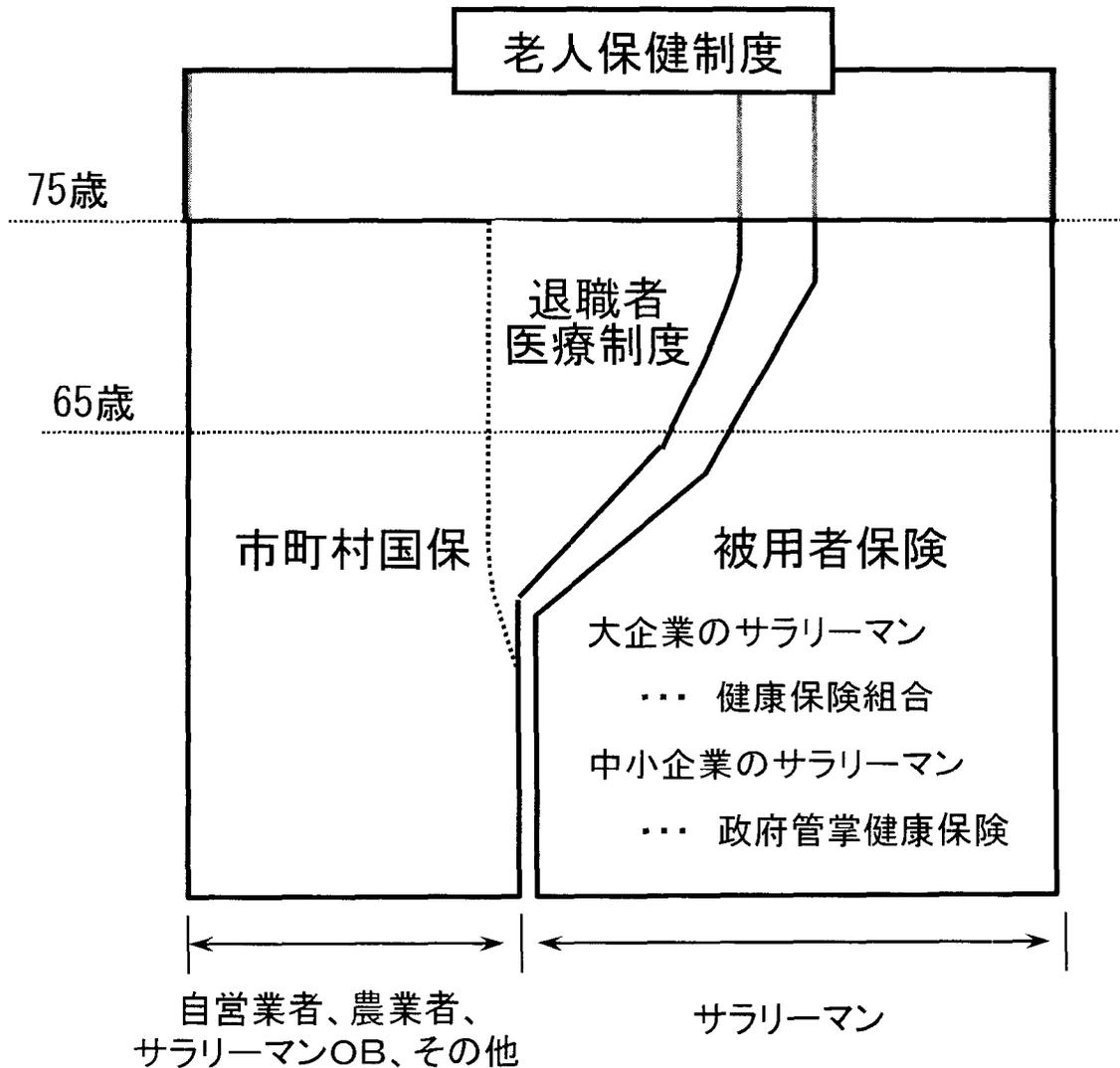
- 健保組合の約8割は概ね県内単位で設立されている。
- 保険料率を高くせざるを得なかったり、小規模なため、安定した保険運営が困難な健保組合について、再編・統合の受け皿を整備する必要がある。

概ね県内(1225)		全国展開(359)
単一健保組合(1028)	総合健保組合(197)	



- ※1 単一組合(総数1297組合) …一企業により組織された組合(被保険者数700人以上)
- ※2 総合組合(総数287組合) …同種同業の複数事業主等で組織された組合(被保険者数3,000人以上)
- ※3 財政窮迫組合…法定給付費及び拠出金に要する保険料率が90%超の組合
- ※4 小規模組合……被保険者数が、単一組合で700人、総合組合で3,000人に満たない組合

現行の医療保険制度の基本構造



老人保健制度

75歳以上の人は国保、被用者保険に加入して各々の保険に保険料を払いつつ、老人保健制度(市町村が運営者)にも加入し、給付を受ける。市町村は、国保、被用者保険からの拠出金と公費を財源として制度運営

(注)平成14年10月以降、対象年齢を70歳から毎年1歳ずつ引き上げ平成19年10月に移行完了
(現在は73歳以上が対象)

退職者医療制度

サラリーマンの期間が20年以上の退職者(国保に加入)の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を出して負担

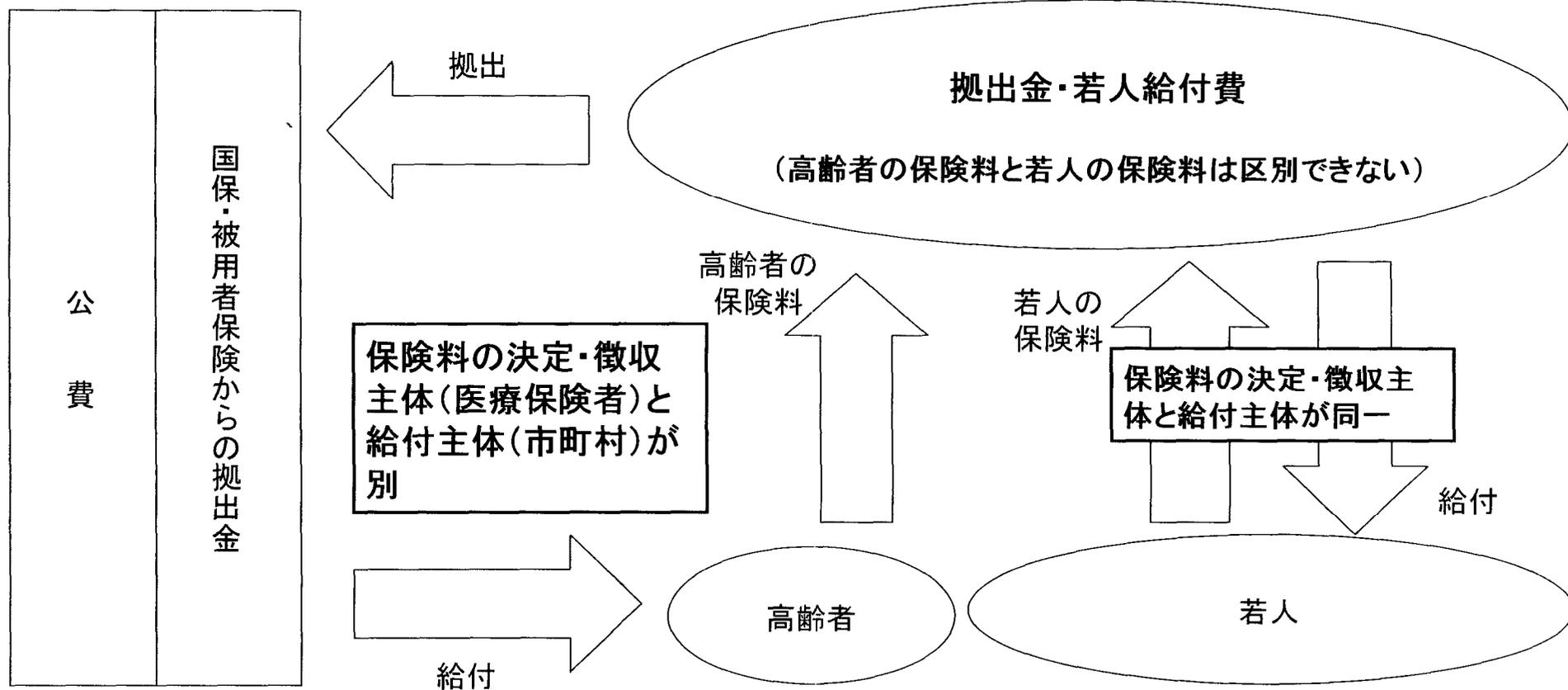
老人保健制度における医療費の負担構造

[市町村]

(老人保健制度の運営者)

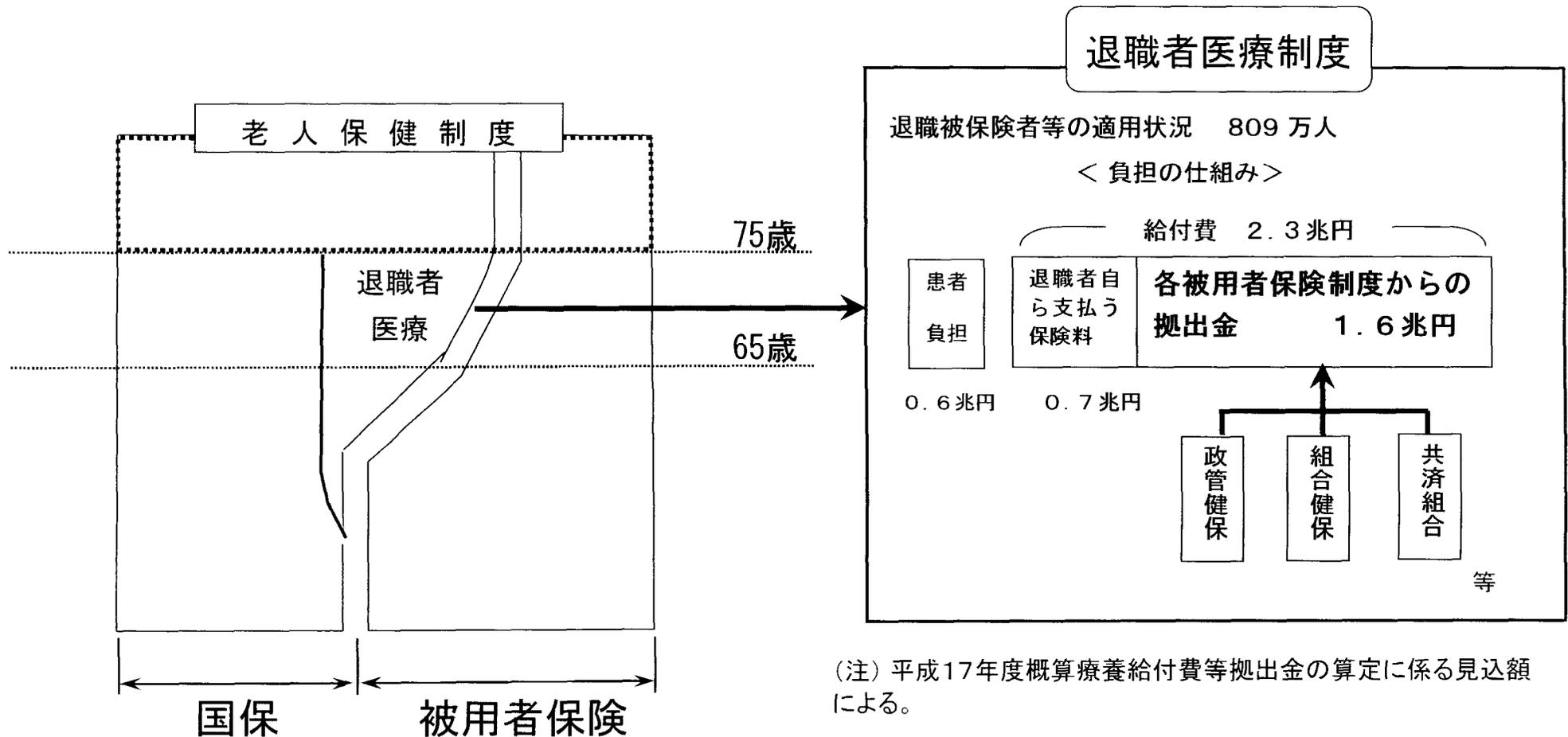
[医療保険者]

(国保・被用者保険の保険者)

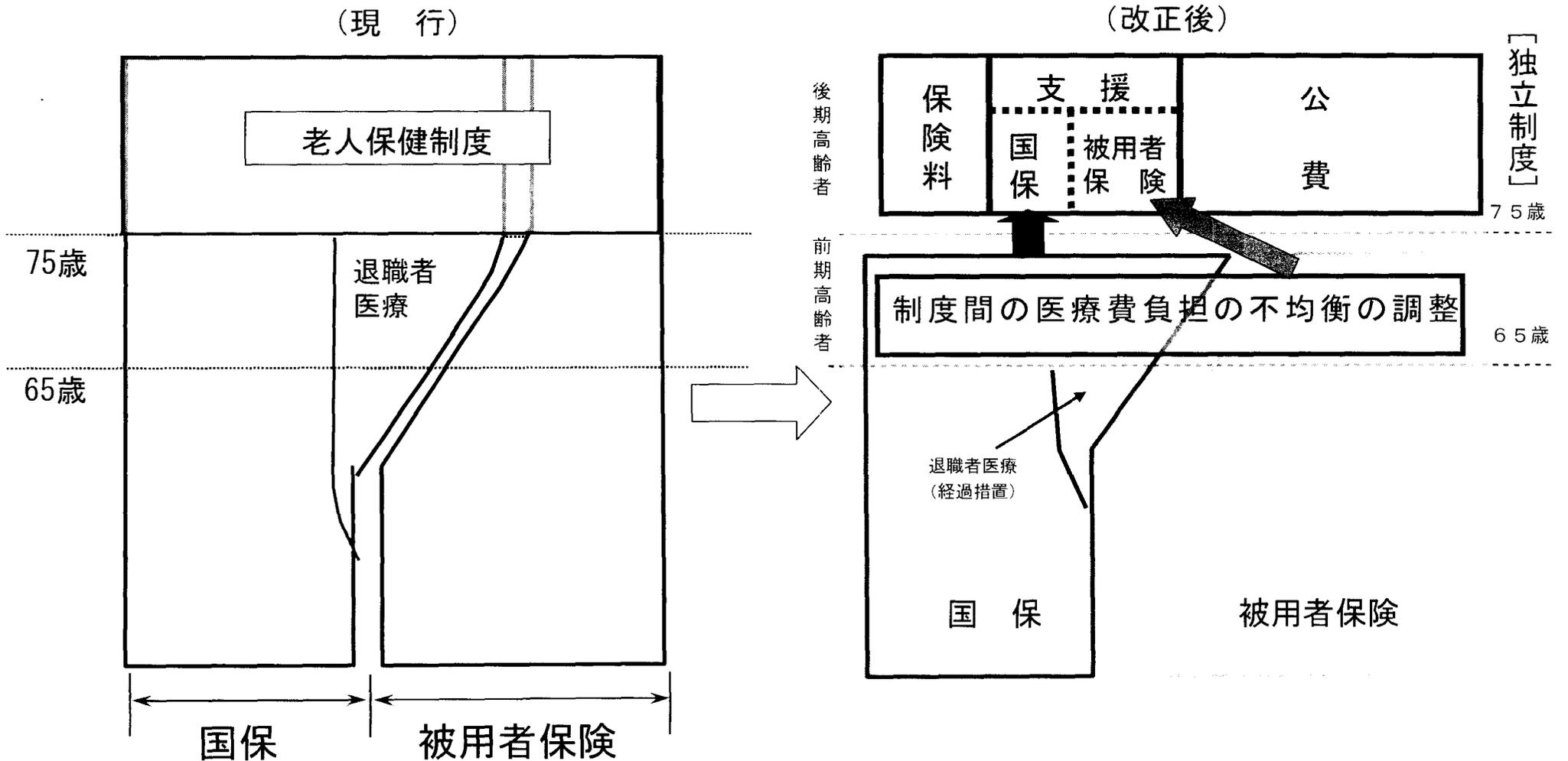


退職者医療制度の仕組み

- 退職などによって企業を辞めた者は、国保に加入する。
- 被用者の期間が長期にわたる者（20年以上）の医療費については、自ら支払う保険料と各被用者保険制度からの拠出金により賄っている。
- この拠出金については、各被用者保険が財政力に応じて負担。（報酬総額で按分）



新たな高齢者医療制度の創設



後期高齢者医療制度の仕組み(平成20年度)

<対象者数> 75歳以上の後期高齢者 約1,300万人

<後期高齢者給付費> 11.7兆円

給付費 10.6兆円 患者負担1.1兆円

【国】



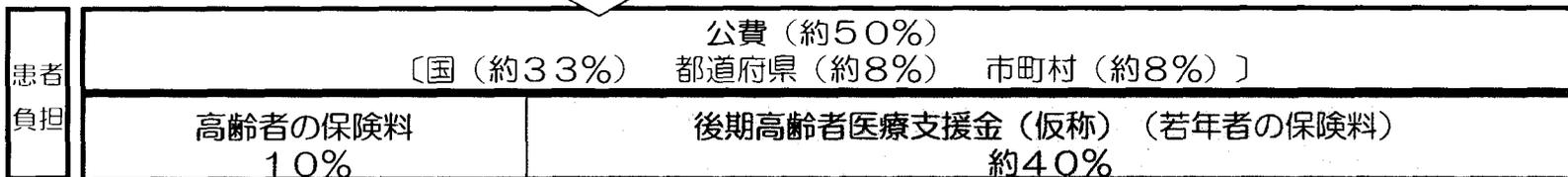
都道府県支援

【都道府県】



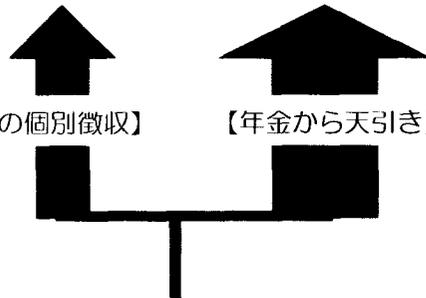
市町村支援

【市町村】



【市町村の個別徴収】

【年金から天引き】



被保険者
(75歳以上の者)

<一括納付>

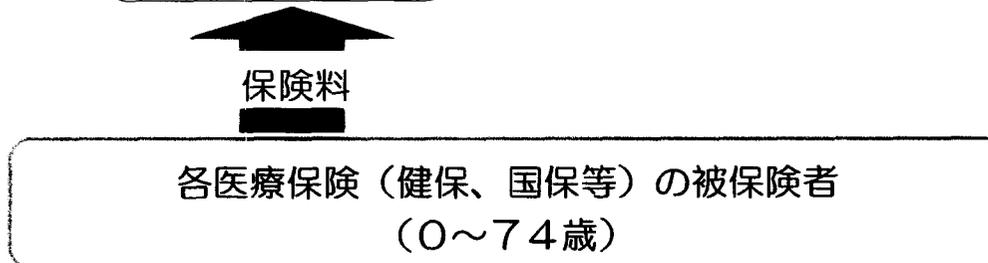
医療保険者
健保組合、国保など

支払機関

<交付>

保険料

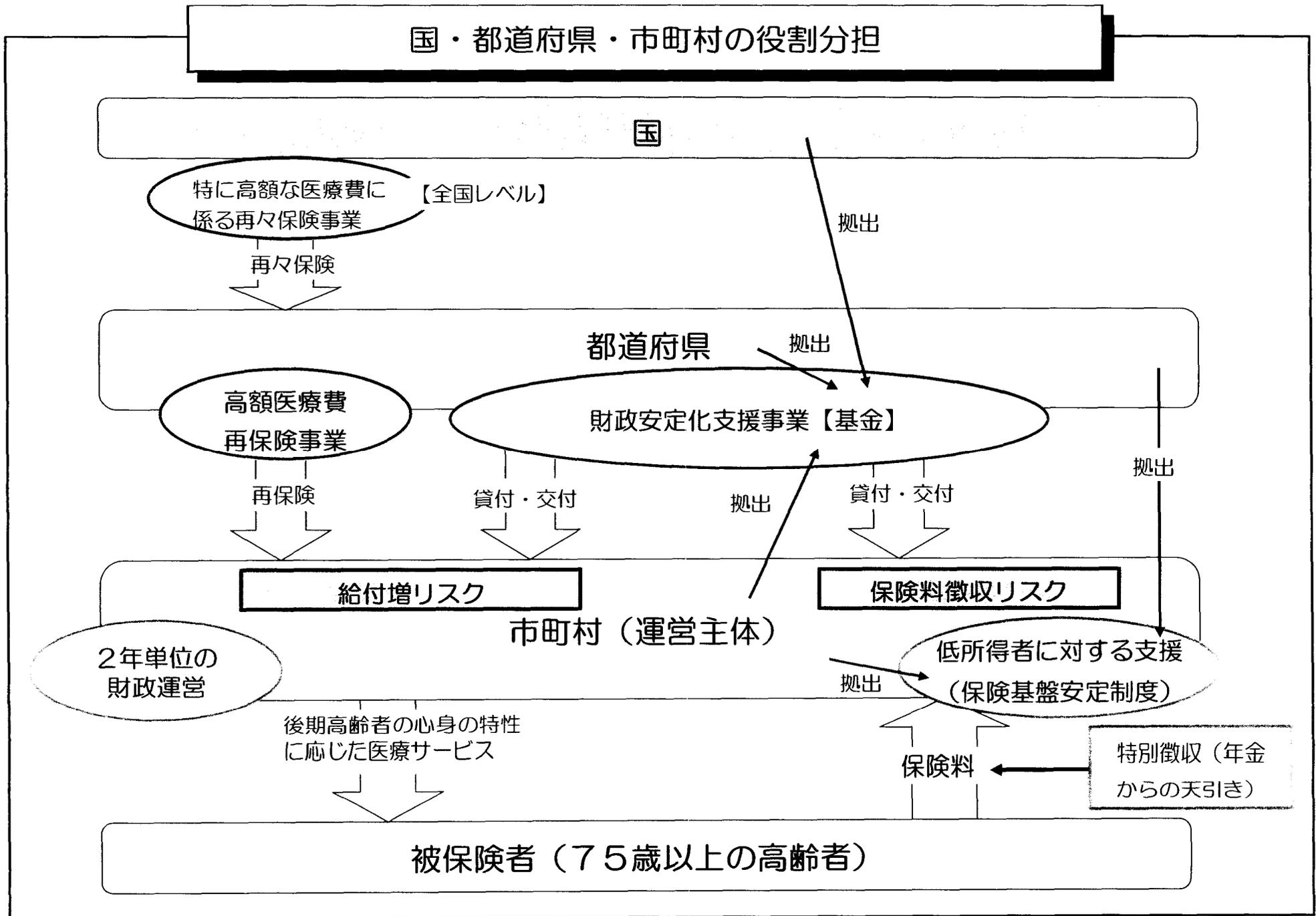
各医療保険(健保、国保等)の被保険者
(0~74歳)



(注1) 国保及び政管健保の後期高齢者医療支援金(仮称)には、別途各々50%、16.4%の公費負担がある。

(注2) 現役並み所得者については、公費負担(50%)はなされない。

国・都道府県・市町村の役割分担

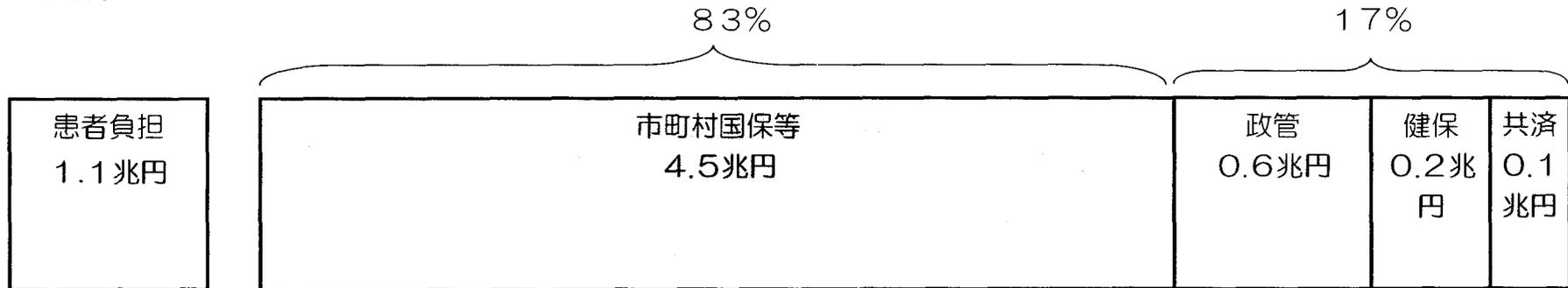


前期高齢者医療費の費用負担について（平成20年度）

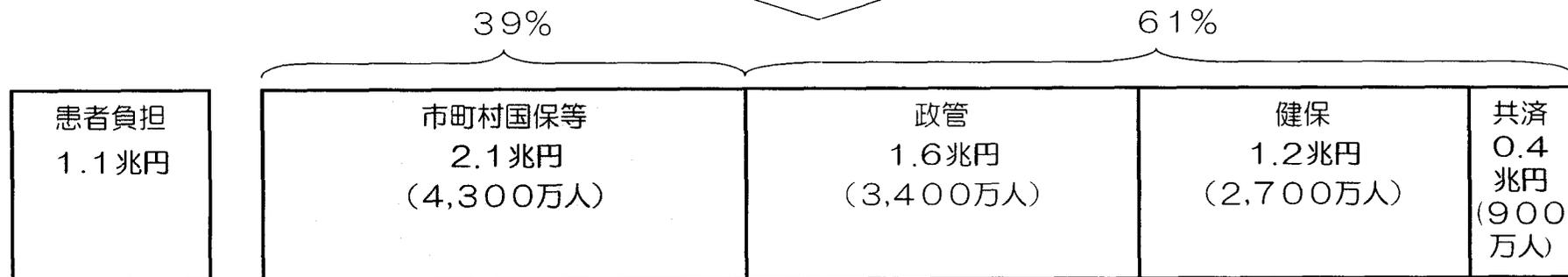
＜対象者数＞ 65～74歳の前期高齢者 約1,400万人

＜前期高齢者医療費＞ 6.4兆円

給付費 5.4兆円 患者負担 1.1兆円



↓
制度間の不均衡の調整のため、
75歳未満の加入者数に応じて負担



（注）前期高齢者に係る後期高齢者医療支援金（仮称）についても、同様の調整を行う。

高齢者の在宅療養を支える新たな取組の推進

